

# 令和 8 年度環境水質等分析業務委託 仕様書

## 1. 件名

令和 8 年度環境水質等分析業務委託

## 2. 委託業務内容

東大阪市（以下、本市という。）が調査予定の支川水質監視調査、工場排水等調査、地下水中ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)追跡・継続調査（以下、PFAS 調査という。）、並びに異常水質発生時の調査について、本市が採取後の試料を速やかに受け取り、これを分析し結果を報告するもの。

試料受取先：環境衛生検査センター（東大阪市西岩田 3 - 3 - 2）

## 3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

## 4. 分析検体数

支川水質監視調査：48 検体（8 地点×6 回）

工場排水等調査：31 検体

異常水質調査：5 検体※

P F A S 調査：12 検体（うち継続調査 6 検体）※

合計：96 検体

※異常水質調査検体及び PFAS 調査検体については年間想定件数であり、契約額を超えない範囲で分析項目や件数が変更になることがある。この際は、年度末に実際に実施した分析項目、件数にて変更契約を交わすものとする。

## 5. 分析予定検体数（月毎）

年	令和 8 年								令和 9 年		
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
支川水質監視調査	8	—	8	—	8	—	8	—	8	—	8
工場排水等調査	4	3	3	4	—	3	4	—	3	7	—
PFAS 調査(継続分)	—	—	6		—	—	—	—	—	—	—

※ 1 具体的な日程については、業務受託者に連絡する。

※ 2 異常水質調査、PFAS 調査(追跡分)については、時期は不定であり、本市からの要請があれば速やかに対応すること。

## 6. 分析項目

別紙 分析項目一覧のとおりとする。

## 7. 分析方法

支川水質監視調査については、環境基準に定める方法とし、定めのないものは日本産業規格に準拠する。また、工場排水等調査については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日付け公布、環境庁告示 64 号）」の最新の改訂版に定める方法とする。

## 8. 分析結果報告

検体受け取り後、速やかに分析を行い、概ね 1 カ月以内に計量証明書などの本市が指定した事項を報告書として提出すること。

## 9. 支払方法

本市財務規則及び契約内容による。

## 10. 環境への配慮

業務にあたってはできる限り低公害車を使用するなど、環境に配慮すること。

## 11. その他

本仕様書に明記されていない細部の事項及び業務中に疑義が生じた場合は本市と協議し、その指示を受けること。



## (別紙) R8項目 予定(工場排水)

		月													
		合計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2(1)	2(2)	
有害物質	カドミウム及びその化合物	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	シアン化合物	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	0													
	鉛及びその化合物	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	六価クロム化合物	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	砒素及びその化合物	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	アルキル水銀化合物(※総水銀検出時)	※													
	ポリ塩化ビフェニル	0													
	トリクロロエチレン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	テトラクロロエチレン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	ジクロロメタン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	四塩化炭素	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	1,2-ジクロロエタン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	1,1-ジクロロエチレン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	1,1,1-トリクロロエタン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	1,3-ジクロロプロペン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	チウラム	0													
	シマジン	0													
	チオベンカルブ	0													
	ベンゼン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	セレン及びその化合物	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	ほう素及びその化合物	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	ふっ素及びその化合物	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	亜硝酸性窒素	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	硝酸性窒素	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	アンモニア性窒素	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	1,4-ジオキサソ	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	生活環境項目	pH	31		4	3	3	4		3	4		3	4	3
BOD		19			3	2	3		3			2	3	3	
COD		19			3	2	3		3			2	3	3	
SS		19			3	2	3		3			2	3	3	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0													
フェノール類含有量		0													
銅含有量		27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
亜鉛含有量		27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
溶解性鉄含有量		27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
溶解性マンガン含有量		27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
クロム含有量		27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
大腸菌数		19			3	2	3		3			2	3	3	
窒素含有量		19			3	2	3		3			2	3	3	
りん含有量		19			3	2	3		3			2	3	3	
指定物質等		クロロホルム	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	1,2-ジクロロプロパン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	p-ジクロロベンゼン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	トルエン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	キシレン	25		4	3	1	3		3	4		1	3	3	
	ニッケル	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	モリブデン	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	アンチモン	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
	マンガン及びその化合物	27		4	3	1	4		3	4		1	4	3	
合計	1185	0	164	141	55	162	0	141	164	0	55	162	141		

(別紙) R8測定項目 予定(異常水質)

回数		合計	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
健康項目	カドミウム	5	1	1	1	1	1
	全シアン	5	1	1	1	1	1
	鉛	5	1	1	1	1	1
	六価クロム	5	1	1	1	1	1
	ヒ素	5	1	1	1	1	1
	総水銀	5	1	1	1	1	1
	アルキル水銀(※総水銀検出時)	※1					
	ジクロロメタン	5	1	1	1	1	1
	四塩化炭素	5	1	1	1	1	1
	1,2-ジクロロエタン	5	1	1	1	1	1
	1,1-ジクロロエタン	5	1	1	1	1	1
	トリス-1,2-ジクロロエタン	5	1	1	1	1	1
	1,1,1-トリクロロエタン	5	1	1	1	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	5	1	1	1	1	1
	トリクロロエタン	5	1	1	1	1	1
	テトラクロロエタン	5	1	1	1	1	1
	1,3-ジクロロプロパン	5	1	1	1	1	1
	ベンゼン	5	1	1	1	1	1
	セレン	5	1	1	1	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	1	1	1	1	1
フッ素	5	1	1	1	1	1	
ホウ素	5	1	1	1	1	1	
1,4-ジオキサン	5	1	1	1	1	1	
生活環境項目	pH	5	1	1	1	1	1
	全亜鉛	5	1	1	1	1	1
特殊項目	銅	5	1	1	1	1	1
	溶解性鉄	5	1	1	1	1	1
	溶解性マンガン	5	1	1	1	1	1
	全クロム	5	1	1	1	1	1
	亜硝酸性窒素	5	1	1	1	1	1
	硝酸性窒素	5	1	1	1	1	1
	アンモニア性窒素	5	1	1	1	1	1
要監視項目	クロロホルム	5	1	1	1	1	1
	トリス-1,2-ジクロロエタン	5	1	1	1	1	1
	1,2-ジクロロプロパン	5	1	1	1	1	1
	p-ジクロロベンゼン	5	1	1	1	1	1
	トルエン	5	1	1	1	1	1
	キシレン	5	1	1	1	1	1
	ニッケル	5	1	1	1	1	1
	モリブデン	5	1	1	1	1	1
	アンチモン	5	1	1	1	1	1
	全マンガン	5	1	1	1	1	1
	PFOS及びPFOA ※2	5	1	1	1	1	1
	PFOS	5	1	1	1	1	1
	PFOS(直鎖体)	5	1	1	1	1	1
PFOA	5	1	1	1	1	1	
PFOA(直鎖体)	5	1	1	1	1	1	
合計		230	46	46	46	46	46

※1:総水銀検出時

※2:PFOS及びPFOAの合算値で1検体とし、PFOS又はPFOA単体で検査することはない。

(別紙) R8測定項目 予定(地下水PFAS継続監視)

		計	継続調査分 (令和6年度超過分)	R8年度追跡調査分 (件数未確定)
生活環境項目	pH	12	6	6
要監視項目	PFOS及びPFOA	12	6	6
	※ PFOS	12	6	6
	PFOS(直鎖体)	12	6	6
	PFOA	12	6	6
	PFOA(直鎖体)	12	6	6
合計		72	36	36

※:PFOS及びPFOAの合算値で1検体とし、PFOS又はPFOA単体で検査することはない。